

労働基準関係法令違反に係る公表事案

和歌山労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
日本キャット（株）	和歌山県和歌山市	R7.9.24	労働基準法第36条	労働者2名に対し、2か月を平均して1か月あたり80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R7.9.24送検
光永建設工業（株）	和歌山県和歌山市	R7.10.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	ドラグ・ショベルを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R7.10.16送検
河内設備	大阪府河内長野市	R7.12.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第289条	危険物である塗料を取り扱う場所に消火設備を設けていなかったもの	R7.12.12送検
ダイワ碎石（株）	和歌山県岩出市	R7.12.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	ベルトコンベヤー付属機械の調整作業時に、再起動防止措置を講じていなかったもの	R7.12.18送検
（株）Keishin	大阪府大阪市中央区	R8.3.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約3mの受水槽上部で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.3.3送検
あかり運総	和歌山県和歌山市	R8.4.8	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の作業員に解体用車両系建設機械を運転させたもの	R8.4.8送検
南海砂利（株）	和歌山県橋本市	R8.5.28	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	ドラグ・ショベルを用いて労働者に作業を行わせる際に、路肩からの転落による危険防止措置を講じなかったもの	R8.5.28送検
川口建設(株)	和歌山県田辺市 龍神村	R8.8.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	ドラグ・ショベルを用いて労働者に作業を行わせる際に、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R8.8.25送検
鴻池運輸(株) 関西鉄鋼支店	和歌山県和歌山市	R8.9.11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約4mの作業デッキの上で、囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R8.9.11送検
櫻井建設興業	和歌山県和歌山市	R8.9.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	解体用つかみ機を用いて労働者に作業を行わせる際に、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R8.9.18送検